

# 森田恵三社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会 便り No.72

(労働保険事務組合 関西社労懇)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL [sugi-sr@maia.eonet.ne.jp](mailto:sugi-sr@maia.eonet.ne.jp)

新型コロナウイルス感染症陽性者となられた際のご相談が8月に入り急増しています。今回は、陽性者となったり、発熱等があり自宅療養等をした場合の休んだ期間の給付金について、各種保険制度をご説明いたします。

## ～業務外の感染の場合～

### 1. 協会けんぽ健康保険加入者

#### ◆傷病手当金の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症「陽性」の方
- ②新型コロナウイルス感染症「陰性」であるが、発熱等の症状がある方。  
※「陰性」で症状のない方は、濃厚接触者であっても対象になりません。  
※家族は対象なりません。

#### ◆支給される条件

次の①から④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

①業務外の事由により感染し、療養のための休業であること。

②仕事に就くことができないこと。  
就労不能状態の判定は、療養担当者の意見等を基に判断されます。ただし、ホテル療養や自宅療養のため申請に必要な担当医師の証明が受けられない場合、「療養状況申立書（コロナ申請用）」に症状、経過等を記入し、申請書に添付の上提出することができます。

なお、保健所から陽性に関する証明書の交付や、療養していた期間の証明書の交付を受けられている場合は、写しの添付が必要です。  
③連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと（待機期間）  
待期には、有給休暇、公休日も含みます。

④休業した期間について給与の支払いがないこと。（給与の支払いがあっても、傷病手当金の額より少ない場合は、差額が支給されます。）

#### ◆傷病手当金の額

支給開始月以前の直近12ヶ月の平均標準報酬月額÷30×休業日数×2/3(待期3日除く)

### 2. 全国建設工事業国民健康保険組合の組合員

#### ◆傷病手当金の対象となる方

- ①組合員が陽性となり入院等をして休んだとき
- ②組合員が感染したが、軽症者のため保健所や医療機関などから医療機関以外での療養を指示されとき。  
※発熱だけで検査結果の証明が得られないとときは対象なりません。  
※個人事業主や家族は対象なりません。

#### ◆支給される条件

協会けんぽの「◆支給される条件」に同じ

#### ◆傷病手当の額

1日につき4,500円×休業日数で4日目(待期3日除く)から90日を限度に支給されます。

申請書類や要件の詳細は全国建設工事業国民健康保険組合又は京都府鳶工業協同組合へ。

### 3. 市町村国民健康保険加入者

#### ◆傷病手当金の対象となる方

- ①事業主から給与の支払いを受けている被用者のうち、感染し陽性となった、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、労務に服することができなくなった方。  
※75歳以上の方、個人事業主、家族は対象なりません。



## ◆支給要件

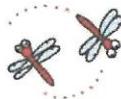
協会けんぽの「◆支給される条件」に同じ

## ◆傷病手当金の額

就労することができなくなった日の4日目から就労することができない期間のうち、就労予定していた日数（支給対象日数）

直近の継続した3カ月の給与収入の合計額÷3カ月の就労日数×支給対象日数×2／3（待期3日除く）

～業務上の感染の場合～



## 4. 労働者災害補償保険（労災保険）加入者

### ◆労災保険休業補償給付の対象となる方

- ①正社員、パート、アルバイト等の雇用形態によらず労働者であること。
- ②中小事業主労災保険特別加入者または、一人親方労災特別加入者。

## ◆支給要件

療養のために3日以上仕事を休み給与を受けている者（3日は連続していなくても構いません。）で、次のような方が給付を受けられます。  
①感染経路が業務によることが明らかな場合。  
②感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合。

（例）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

③医師・看護師や介護の業務に従事される方は、業務外での感染が明らかな場合を除き、原則として対象です。

## ◆休業補償給付の額

1日あたり給付基礎日額※×休業日数×8割（待期3日除く）

※発症日直前3か月分の給与÷3か月の暦日数

手続きなどケースによって様々です。詳しくは当事務所までお問い合わせください。



トピックス 全国の最低賃金が10月1日から改定になります。

地域別最低賃金は下記のとおりです。

①精皆勤手当②家族手当③通勤手当④臨時に支払われる賃金⑤1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）を引いた給与額を、1カ月の所定労働時間数で割り出した時間給が、最低賃金を下回っていないかご確認ください。

	改定後	改定前
京都	968	937
大阪	1,023	992
滋賀	927	896
兵庫	968	928
東京	1,072	1,041
神奈川	1,071	1,040

【1カ月の平均労働時間 21.5日×8Hの例】

968×21.5×8=166,496円未満は最低賃金法違反になります。

トピックス 10月1日から短時間労働者の社会保険に加入する適用事業所規模が拡大します。

短時間労働者の社会保険加入をしなければならない事業所規模が、厚生年金加入者数501人以上から101人以上の事業所に変更になります。①この規模の事業所に勤め、②1週間の勤務時間が20H以上で、③2ヶ月以上の雇用見込みがあり、④給与月額が88,000円以上で⑤学生でないこと。の5つの要件を全て満たす短時間労働者は健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。

貴事業所規模は該当されなくても、配偶者が加入した場合に、社会保険の扶養をぬく手続きが必要ですのでご注意ください。

## 事務所よりひとこと

★厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業向け）も3年が経過し変遷しています。

今一度企業の対応についてご確認ください。

★全世代型社会保障改革の一つとして持続可能な社会保険制度維持のため適用拡大が実施されます。この流れは今後も続きます。最低賃金引き上げや、保険料負担増の問題がありますが、全ての人が安心して暮らせる社会になるといいですね。ご相談は当事務所まで。

（文 特定社会保険労務士 杉原 純子）

